

# Puente

プエンテ [架け橋：スペイン語]

Vol.  
Mar.2016

7

行政書士とうきょう 増刊号

東京都行政書士会



蓬萊橋（ほうらいばし）は、静岡県島田市にある大井川に架けられた世界一長い木造歩道橋（ギネス認定）。大井川の洪水や台風などで何度も被害を受け、その度に修復・復旧されている。

特集

## 法教育と行政書士

あらゆる人に法情報提供を

インタビュー

全盲の金メダリスト 河合純一さん

オリンピック・パラリンピック教育から人類普遍のルールへ

自分自身を認めることから始まる

特集

法教育と  
行政書士

あらゆる人に  
法情報提供を

法教育って何? ..... 3

法教育の必要性と  
その役割 ..... 5

中央大学法科大学院教授 佐藤信行

法教育支援セミナー  
in 北海道 ..... 8

支部の  
取り組み紹介 ..... 10

町田支部

ペットボトルのラベルの秘密

北支部

北区9校で行った出前授業

立川支部

仕事と法律・  
資格や許可制度に見る

渋谷支部・中野支部

インターネットトラブルと  
法律の役割

荒川支部

身近な契約書から学ぶ  
法律の役割

練馬支部

行政書士が担う法教育を  
「校長会」へ提案

●インタビュー

河合純一さん

オリンピック・パラリンピック教育から  
人類普遍のルールへ

自分自身を  
認めることから  
始まる ..... 15

●法教育のその先

法教育と  
図書館との関係から  
“法教育の一步先”を  
考える ..... 20

地域発のとりくみで  
次世代の社会づくりを  
板橋区の起業家教育 ..... 22

編集後記 ..... 24

表紙写真提供：島田市観光協会



写真提供：ピクスタ

# 法教育って何？

東京都行政書士会 法教育推進特別委員会委員長  
山賀良彦

「なんでこんな法律があるの…?」、「この法律の意味って何だろう…」

ニュースを見て、また、日常生活の中で、このような疑問を持たれたことがある方は多くいらっしゃるのではないのでしょうか？

法律については、小学校や中学校のときに授業で習っている方も多くいらっしゃるでしょう。ただ、授業で扱うとしても、その内容は、司法・立法・行政という三権分立を学ぶ中の一部として扱われるだけだったり、「〇〇年に□□という法律が成立しました」というものだったり、暗記中心の内容が多かったのではないかと思います。「この法律やきまりはそもそもなぜ存在するのか?」、「その理由は?」など、自分自身で「法律」や「きまり」の意味・存在理由を考える授業を受けたことがある方は少ないのではないのでしょうか。

しかしながら、最近、小学校の段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。この授業は、前述したような従来の法律に関する学習とは異なっています。法務省のホームページによれば、「法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」とされています（法務省：法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して——新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために——」平成16年11月4日）。

このような法教育が実践されるようになってきた背景には、平成21年に始まった裁判員制度、また、社会の複雑化が進んだことから、改めて法の意義、役割が意識されるようになってきたことが言われています。

現在、法教育の実践活動は、学校・教育現場で行われています。実践にあたっては、法務省、都道府県、市区町村の教育委員会によるものだけでなく、各士業団体においても出前授業等の取り組みが積極的になされています。

行政書士は、日頃、法律実務家として法律を扱う業務を行っています。そこで、東京都行政書士会（以下、東京会）においてもその専門的知見を活かし法教育活動に積極的に取り組んでいます。

## 東京会における法教育活動

東京会における法教育の取り組みは、平成21年に一部の支部の活動をきっかけとして、他の支部へと広がり、その後、平成24年に法教育推進特別委員会（以下、委員会）が誕生したというように、ボトムアップ型でその活動が広がりました（支部について：東京会には33の支部が存在しています。23区では区ごとに23支部が、市町村においては単一または複数の市町村にわたって10支部が、設置されています）。

平成27年度には、21支部で法教育実践活動が行われています。また、委員会でも、東京都教育庁の実践する法教育にアドバイザーとして参加する活動も行っています（平成25年度は小学校、平成26年度は小学校、中学校。今年度も小学校、中学校で行っています）。

## 東京会の法教育の特徴は？

東京会の法教育活動の特徴は、「地域密着型」の法教育であることです。

小学校、中学校は地域に根ざした存在であり、

教育委員会も区・市を単位としています。そこで、区・市を基盤とした地域になじみのある支部を中心に、支部に所属する行政書士が地域の学校を訪問し、打ち合わせを通じて学校の取り組み、学校・地域の話題、課題を意識して授業をするように、法教育と地域とのつながりを意識しました。

また、指導案の内容も、学校との打ち合わせを通じて、学校の特色、地域性等を意識して作成するように努めています。先ほど述べたように、東京会では、各支部を中心に法教育実践活動が行われてきたことから、統一的な授業案はありません。各支部が学校との打ち合わせを通じて、学校の特色、教育目標、学校のある地域の特色、児童・生徒の活動を考えて授業内容を作成するようにしています。

## 具体的には どんな内容ですか？

ここでは、その中で、私が行った法教育の授業の中からいくつか紹介いたします。

平成21年から小学6年生を対象に行っている「図書館のきまり」を考える内容のものが 있습니다。

これは、普段、児童が利用する公共機関であり、児童にとって当たり前のことのように思われている図書館のきまりをテーマに、きまりがなぜあるのかを考える内容です。授業では、図書館に関する法律（図書館法）や図書館の利用案内を使いながら、図書館はどんな場所なのかという「図書館」の意味、そして、「図書館のきまり」の意味を考え、「学校のきまり」を含めた「きまり」の意味を学ぶものです。

この授業は、学校との打ち合わせ、学校見学をする中で、学校の近くに図書館があり児童がよく行くことなどを聞いて、内容が決まりました。

また、小学4年生に「公園のきまり」をテーマとした授業実践も行っています。こちらも児童になじみのあるテーマとして、普段よく遊んでいる公園を題材に、「公園はどんな場所なのか？」を考えながら「公園のきまりがなぜ存在するのか？」という「公園のきまり」の意味を考え、学校のきまりを含めた「きまりの意味」を学ぶものです。

その他では、「自然」、「環境」に関する活動を重視している学校で行った「生物多様性基本法」を取り上げた授業、駅の近くにある学校で、駅が

児童にとってなじみのあることから、駅をテーマにバリアフリーに関する法令を取り上げた授業も実践しています。

また、同じ学校で実践される場合でも、毎年同じ内容のものが実践されるわけではなく、学校と打ち合わせをしながら、児童・生徒に合うものにするよう心がけています。

## 今後の活動について

今年度（平成27年度）は、東京会の21支部で法教育が実践されています。対象は、小学校・中学校が主ですが、高校でも行われるようになってきているなど、実践支部、活動内容ともに広がりを見せています。

また、東京会では、行政書士ADRセンター東京において、外国人、自転車事故、愛護動物（ペット）、敷金・原状回復のトラブルを扱っています（行政書士ADRセンター東京について：「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証を取得している調停機関です）。こういったことから「身近にあるトラブル」と題し、学校現場で課題となっている自転車、ペットのトラブルについて予防法務的な立場だけでなく、トラブル解決という立場からも法教育を実践することが可能です。

今年度は、行政不服申立て手続に関する代理権を有する「特定行政書士」が誕生するなど活躍の場面もさらに広がっています。そのような中で、法教育の題材もまた広がっていくものと考えられます。

今後もより一層、「法」の「基礎になっている価値」、「法的なものの考え方」を伝える法教育活動を通じて、児童・生徒に、法を身近なものとして感じてもらうことが大切になることと思われま

す。  
東京会では、学校・地域の特色を活かし学校・地域と連携した法教育のさらなる実践に取り組みたいと考えています。

山賀良彦／東京都行政書士会法教育推進特別委員会委員長

平成19年 行政書士登録

平成21年 小学校で「図書館のきまり」に関する法教育を実践  
（対象:6年生）

以後、毎年、小学校・中学校で法教育を実践

# 法教育の 必要性とその役割

東京都行政書士会顧問 中央大学法科大学院教授  
佐藤信行

## はじめに

近年「法教育」への関心が高まりつつあるが、その目的、方法、対象等については、なお多くの議論があり、実践面でも模索が続いている。東京都行政書士会でも法教育推進特別委員会を設置し、各種の取り組みを進めているところであるが、本稿では、筆者がこれまで研修等の機会ですべてきたことの一端を紹介し、参考に供することとしたい。

## 1. 「法教育」とは何か

「法」は、本質的に「教育」を必要とする。そもそも、法は、社会規範の一つであって、自然法則のようにあるがままに存在しているものではなく、究極的には社会構成員の規範を維持しようとする意識に、その存在根拠が求められる。万有引力の法則 (law of gravity) は、それを認識する私たちとは独立して存在し続けるが (これを否定する哲学的立場もあるが、それはさておき)、刑法 (criminal law) は、それに従おうとする人がいなくなれば、形ばかり残っていても、もはや法とはいえないのである。このようにして、「法」についての認識を社会構成員が共有するための「教育」こそが法の基盤であり、換言すれば、法は本質的に教育を必要としているのである。

他方で、法の解釈運用には高度な技術性が伴う。そこで、これまでの日本では、法は大学等での「法学教育」を通じて学ぶものとされ、その他には、初等・中等教育における「社会科」や「道徳」教

育の中で、規範意識が醸成されることが期待されるに留まってきた。

こうした中、社会の法化や司法制度改革を背景として、近時、より広範な「法教育」の必要性が論じられ、また多くの実践が行われるようになってきている。その端緒の一つが、法務省法教育研究会が平成16 (2004) 年11月に公表した報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して——新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手はぐくむために——」であった。ここでは、法教育について「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育です。」とされ、従来の法学教育との違いが示されている。

こうした考え方は、多少の偏差を含みつつも、多くの関係者によって示されている。たとえば、日本弁護士連合会は「私たちが考える法教育とは、子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうための教育です。」 (<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/education/purpose.html>)

としており、法教育フォーラムは「ときに法教育とは、『法律専門家でない人々に対する、法に係わる基本的な知識、考え方、さらにはそれに必要な技能等の教育』のことです。法に囲まれて生活する人々が、自由で公正な社会で、精一杯に充実して人間の尊厳さをもって生きようとするということにおいて

役立つ、法的な権利やそれに伴う責任等を学ぶ教育であると大きくはいえます。」 (<http://www.houkyouiku.jp/about.html>) としている。

そこでは、対象が法律家を目指す学生でなく「非法律専門家」であること、その内容が法解釈技術ではなく「法的なものの方」「法的な考え方」であることに力点がある。このような意味での「法教育」は、上に述べたように、法に必然的に伴うものではあるが、法律家養成を目的としない「法的なものの方」教育であるが故に、その対象、内容、方法等について多くの問題や困難を伴うこととなっているのも、また事実である。とりわけ、子どもを対象とする場合、その発達段階に応じるべきことは当然であるが、従来の社会科教育や道徳教育を越えて、どのような法教育が可能であるのか、また必要であるのかについては、今なお、多くの議論がなされており、本稿もそのような議論の一部に他ならない。

よって以下では、学校における法教育を念頭に、発達段階に応じた法教育のあり方について、若干の私見を述べることにしたい。

## 2. 「法的なものの方」とは何か?

法教育が、「法的なものの方」修得のための教育であるとして、それはどのような「見方」なのだろうか?

この問いに対する答えは、極めて多様でありうるが、次のような前提要素を抽出することは可能であり、それぞれとの関係での「法的なものの方」を考えることが

できよう。第一に、法は、社会のルールである。第二に、法は、様々なルール的一种である。そして第三に、法には、地域的、階層のあるいは内容的にみて様々な種類がある。以下、順に検討しよう。

#### (1)「社会のルールとしての法」との関係で考える

法が社会のルールであるということは、それは人が定めた「～すべし(当為)」形のルールであることを意味する。冒頭に述べたように、このようなルールであるからこそ、法は自然法則と異なり、破られることがあるのである。よって、この点に係る「見方」の基本は、「ある人の行い(行為)が、法に反しているか否かを判断すること」ということになる。

#### (2)「様々なルールのうちのひとりの法」との関係で考える

法は、様々なルールの一つであるということは、法に従うことと他のルールに従うことは同じではないことを意味する。もとより、法を定めるに際しては、他のルールと矛盾しないように配慮もなされるが、構造的に矛盾を回避できないことも多い。たとえば、伝統的な宗教の多くには同性結婚を否定する教義が認められるが、今日、多くの国の世俗法はこれを人権の一つとして肯定する(たとえば米国では、連邦最高裁がObergefell v. Hodges (2015) でこれを認めている)。そこで、この点に係る「見方」の基本は、「ルール相互間の矛盾衝突を発見し、対応策を考えること」ということになる。

#### (3)「様々な種類の法」との関係で考える

法には様々な種類があるという

ことは、ある一つの行為が種類Aの法違反であっても種類Bの法違反ではない、という可能性を導く。とりわけ、民法・刑事法・行政法の差異に着目することは重要である。また、憲法と他の法が、名宛人を異にしていること(憲法は、主権者たる国民が国・政府を義務づける法であり、他の法は国が国民を義務づける法である)も重要な点である。

もとより、法の見方に含まれる要素は、この3点に尽きるわけではないが、これらが法教育に必須の要素であることには、ほぼ争いはないであろう。そこで以下では、これをどのようにして修得させるか、換言すれば「法教育の技法」を考えてみることにしよう。

### 3.法教育の技法を考える

法教育の技法を考えるに際して、まず重要なことは、その対象者の特性把握である。とりわけ、実際の法教育の主たる対象者は、発達途上の小学生や中学生であり、わずかな年齢差・学習順序の差が大きな理解の差に繋がる。この意味で、国が学年ごとに定めている学習指導要領を確認しておくことは、必須である。自分の記憶の中にある「子ども」は、決して、現実の子どもではない。また、発達段階に応じて、具体的な事例として取り上げることのできるものに制約があることも留意すべき点である。これには、青少年保護の観点、家庭環境差への配慮、社会的経験不足への配慮等が含まれる。

次に問題となるのが、発達段階に応じて、伝えるべき「見方」のポイントが変わらざるを得ないということである。そこで以下では、「なぜ法律を守るべきか」を説明することを例として、発達段階に応じたレベル1～5までを設定し

てみてみよう。

(1) レベル1:最も初歩的なレベルであり、道徳教育と未分化な段階  
法律はルールです。ルールを守らないと、みんなが困ります。ルールを守りましょう。

(2) レベル2:社会への視点と法の多様性についての初歩的な視点が組み込まれる段階

法律はルールです。皆さんの家にも、いろいろなルールがあると思いますが、法律は、みんなに共通の(社会の)ルールです。社会のルールなので、みんなで守りましょう。

(3) レベル3:法の社会性と多様性を強調すると共に、他の規範との違いを導入する段階

法律はルールです。皆さんの家にも、色々なルールがあると思います。家のルールは、家ごとに違います。ゲームをしてよい時間が違うのは、そのためです。しかし、社会には、ある程度同じ方がよいルールもあります。たとえば、大人と子どもの境目(成人)を何歳とするかというルールです。そこで、法律が定められるのです。だから、法律を知らないと社会に参加できません。是非法律を勉強して、これを守りましょう。ただし、法律も、古くなったりして使えなくなることもあります。ですから、法律を学ぶときには、ただ暗記するのではなく、意味を考えることが大切です。

(4) レベル4:他の規範との違いを核に法の意味を考えさせる段階

法律はルールですが、ルールには様々なものがあります。例えばある宗教では、「牛肉は食べて良

いが、豚肉は不可」としてありますが、別の宗教では「豚肉は食べて良いが、牛肉は不可」というように、異なったルールが存在しています。しかし、社会で共同生活を営むためには、ある程度の統一ルールが必要です。そこで、現代社会では、選挙で選ばれた国民・住民の代表者が、この統一ルールを法律として定めるのです。私たちが、法律を学ぶ必要は、この統一ルールという性質に由来します。つまり、「知らない」といっても許されないのです。また逆に、知っていれば、大変役に立ちます。他方で、社会の変化に法律が追いついていないこともあります。法を学ぶときには、社会全体の仕組みをよく考えることも必要なのです。

(5) レベル5：法の階層的多様性と民主主義を使って遵法の意味を考えさせる段階

レベル4の最後の2文を次のように置き換えます。

他方で、社会の変化に対して法律が追いついていないこともありますし、社会の多数派が、「民主主義」を悪用して、少数派を抑圧する法律を定めてしまう危険もあります。そこで、日本をはじめ多くの国では、普通の多数決では変更できない特別ルール＝憲法を定めておき、憲法違反の法律は、裁判所が使わないと判断できるとしています。法の統一ルールとしての性質に行き過ぎがあり、個人を抑圧しているような場合です。ただし、これは極端で例外的な状況です。「違憲と判断される可能性があるから、納得できない法律には従わなくても良い」という考え方は、一般に認められていません。法は変更できるものであり、争えるものです。実は、法を守る

べき理由は、変更可能で争えるルールであるのだから、従うべきところにあるともいえます。

もとより、こうしたレベル設定は、教育学や教育心理学等との密接な連携の下に行われるべきであり、ここで示したのは、あくまで一法学者による私的な試案に過ぎない。既に多くの議論がなされているが、今後の発展が待たれる課題である。

最後に、どのような事例を用いて、法教育を行うかということが問題となる。法教育は、法解釈学教育ではないから、制定法逐条講義のような方法は不要であり、またすべきではない。むしろ、発達段階に応じて適切に選択された、具体的な事例による教育が重要となる。この点、事例教材の開発を進めるべきであるが、ここでは紙幅の関係もあり、考え方の端緒だけを示しておきたい。

現実社会の法的問題は、極めて複雑であり、単一の事実に対して、民事・刑事・行政法の各面から異なる規制がなされることも多い。ある年齢以上の子どもであれば、こうした複雑性を理解できる

能力も有しているが、「法教育」の授業が一般に単発であり、かつ時間も短いことから、このような複雑性を伴う事例を用いることには限界がある。そこで、対象者が低年齢であるほど、また、授業時間が短いほど、単一の法平面の事例が適切であることになる。このとき、しばしば、刑事・民事の領域から事例が選択されるが、実は、刑事事件は、法律効果が刑罰であることから、子ども達の実感から遠く、逆に民事事件は、子ども達の日常体験と結合しやすいために、誤解を生みやすいという問題がある。そこで考えられるのが、行政規制を事例とすることであり、この点から行政書士会の努力による教材開発には、期待するところが大きいのである。

## おわりに

最後に、冒頭に述べたことを再度強調しておきたい。法は、社会構成員によって支えられて、はじめて存続するが故に、法教育は社会に必須の営みである。行政書士もまた、それぞれの専門性をもって関与することが期待される所以である。



佐藤信行（さとう・のぶゆき）／中央大学法科大学院教授  
福島県出身。1962年生まれ。

1992年 中央大学大学院法学研究科博士後期課程公法専攻満期退学

1997年 外務省の日加平和友好交流計画によりカナダ・オタワ大学で在外研究

2000年 博士（法学・中央大学）

釧路公立大学助教授、尚美学園大学総合政策学部教授を経て、2006年から現職

2011年 中央大学副学長（～2014年）

専攻は憲法、情報法、英米法（特にカナダ法）

著書（いずれも共著）には、『はじめて出会うカナダ』（2009年、有斐閣）、

『要約憲法判例205』（2007年、学陽書房・編集工房球）、

『Information情報教育の基礎知識』（2003年、NTT出版）等がある。

# 法教育支援セミナー in 北海道

北海道行政書士会主催（北海道教育委員会、札幌市教育委員会後援）法教育支援セミナーが平成27年12月6日に行われました。北海道行政書士会（以下、北海道会）の法教育事業は準備段階を終えて実践段階に移るといふことで、これから北海道の行政書士が地域の法教育を盛り上げていこうというタイミングでのセミナー開催となりました。

冒頭の北海道会吉村学会長の挨拶では、「行政書士だからこそできる法教育」というキーワードが示されました。先行している東京都行政書士会（以下、東京会）の知見を受け継ぎながら法

教育活動を実践し、行政書士が地域における社会貢献活動を行うことを通じて、地域の皆様に行政書士制度への理解を深めてもらいたいと述べられました。

引き続き来賓・関係者の方々が挨拶されましたが、北海道議、札幌市議、北海道教育庁、札幌市教育委員会の皆様とも、北海道の法教育の新たな発展に対する北海道会への期待が語られました。

本セミナーには、東京会から常住豊会長と寺田康子法教育推進特別委員会副委員長が招かれ、「先進的取組みの行政書士会の法教育事例報告」と題して、東京会の理念や組織体制等を北海道の行政書士の皆様、関係者の皆様にお伝えしました。

下記にご紹介している東京会か

らの発表の後、北海道会からの今後の取り組みについて、宮元仁副会長から（1）行政書士の職場体験（2）法律や行政手続の新設・変更情報の提供（3）行政書士会北海道ADRセンターで蓄積した話し合いによる紛争解決手法の教育現場への活用、という法教育活動を進めていくにあたっての3つのテーマが示されました。最後に、生活の周りにおける法律、職業の周りにおける法律を取り上げ、異なる立場同士で合意を形成するプロセスを体験するワークショップを導入しながら、ルールの意味と重要性を学ぶといった、今後北海道会が提供する法教育のコンテンツ紹介で締めくくられ、今後の北海道での法教育の盛り上がりを予感させるセミナーとなりました。

左より、  
常住東京会会長、  
吉村北海道会会長、  
寺田副委員長



## 行政書士が提供する法教育

東京都行政書士会 会長 常住豊

行政書士は、法律系の国家資格者の中でも地域に最も根差した国家資格者です。お医者さんに例えれば、町医者であり総合医であると言えるでしょう。地域社会には、どこに相談に行ったら良いかわからない、解決の糸口が見つからない、というお悩みを抱えている方がたくさんいらっしゃいます。そのような方々にしっかりと解決の道筋を示して差し上げるといふこ

とが私たちの社会的使命であると考えます。

行政書士に相談すれば頼りになる。「そうだ、行政書士に相談しよう!」という機運を高めていかなければなりません。東京会は地域に根差した国家資格者の集団ですから、団体としての社会的責任を果たしていくことが求められています。つまり、地域貢献活動、社会貢献活動を行うことが必要なのです。

地域貢献活動には、地域の皆様に向けた無料相談会の実施や成年後見をはじめとする高齢者支援など、様々な活動が含まれますが、

法教育は若年層を対象とした地域貢献活動として位置づけることができます。次の時代を担う若い人々に法の精神や理念、法規範といったものをしっかりと身につけてもらえるように、地域の皆様と共に歩む行政書士が、自らの法律的素養、能力、スキルを社会に還元するのです。

では、社会に還元すべき行政書士の能力やスキルとは具体的にどのようなものでしょうか。それは、予防法務の専門家としての能力やスキルであると考えます。多様化し複雑化する世の中で、私たち行





政書士は市民と行政の間の架け橋になって許認可申請等のお手伝いをし、また市民と市民の間に立って契約書や協議書の

作成を行っております。両者に共通して重要なのは、将来を見越して問題や紛争が起こらないようにするという観点です。この観点から私たち行政書士は行政手続きと市民法務という大きな二つの仕事をしています。

とりわけ市民法務においては、個々の法律の中身をしっかり理解していることに加え、依頼者本人のみならず相手方のことをも考え、両者の立場を尊重しながら、その上で将来の紛争を防ぐのにどのような手当てができるかを考えることが重要です。こうした予防法務の専門家としての我々のスキルを、法教育という形で社会に還元していきます。

そして、行政書士が担う法教育の特徴は2点あります。様々な法律の規範的意識、つまりその法律は何のためにあるのか、私たちのどのような権利・自由を守るためにあるのか、という法律に関する基礎的素養を伝えること。2点目は、世の中には多様な人々がいる中で、より良い社会を作るためにそれぞれの考え方や立場を尊重する心を育むこと。私たち行政書士が法教育を担う意義や社会的役割はこの2点にあると考えます。

法教育に限らず、単に知識を与えるだけではなく、授業の中で、自分で考えて自分で気づいてもらうことが大切だと言われております。自分で気づいたことは子ども

たち一人一人の心の中に根付きます。こういう目的から考えると、こういうきまりはどうなんだろうかといったいわゆる法解釈や基礎法学に関わる内容を、子どもたちの発達段階に応じた伝わりやすい言葉で、子どもたちの生活圏にある題材を用いて、分かりやすく腑に落ちるような授業を目指して東京会は実践して参りました。地域に根差した専門家として、担任の先生、PTAの皆さんその他の様々な方々の意見を取り入れながら、地域で学校を支える一員として、その地域の行政書士が活動できるよう、引き続き東京会は法教育活動を推進していきたいと思っております。

## 東京会による支部の支援

法教育推進特別委員会 副委員長 寺田康子

東京会では、平成24年度に法教育推進特別委員会を設置し、都内33支部における法教育活動を支援しています。地域の特徴を踏まえ、学校の問題を解決するような地域密着型の授業を行うため、支部の活動を情報提供等の面から支

援するのが委員会の役割です。

そのため委員会では、法教育実施に向けての様々な内容の研修会や連絡会議を企画・実施し、情報提供・情報共有を行っています。また、平成26年度には、「あらゆる人に法情報提供を」というテーマで法教育シンポジウムを開催しました。法情報提供活動の中のひとつに法教育を位置づけ、図書館との連携を深めることによる、行政

書士が行う法教育・法情報提供活動の今後の可能性について、外部の方々と一緒に考えるシンポジウムとなりました。

法務省・文部科学省・東京都・各区市町村・各学校における法教育に関する方針を踏まえ、学校と連携・協力し、地域において必要とされる法教育を行うための支援を行っています。

# 支部の 取り組み紹介

東京都行政書士会における法教育授業は、平成 21 年度に北支部で初めて行われました。平成 27 年度には 33 支部中 21 支部で実施されています。地域に密着した各支部の取り組みの一部をご紹介します。

## 町田支部

### ペットボトルのラベルの秘密

町田支部法教育担当理事 寺田康子

東京都行政書士会町田支部では、平成23年度から法教育への取り組みを始めました。法務省の資料、文部科学省の方針、学習指導要領や法教育に関する各種資料・文献の確認・検討作業を行い、「ペットボトルのラベルの秘密」という授業案を作成しました。

この授業は、担任の先生との事前打ち合わせにより、詳しい内容は児童たちには秘密の状態が始まります。はじめに、ペットボトルのラベルを自由に描く作業、次に、自分の絵と実物のラベルを見比べる作業、そのあとに、ラベルの共通点・相違点をみつける作業をし

てもらいます。それを班ごとに発表してもらったあとに、実際の法律の条文を見て、法律には目的があること、ペットボトルには法律に基づいた記載があること、その法律により安全や環境保護の仕組みが設けられていることを学習します。

小学生にも身近なものを題材として取り上げ、それに法律などのきまりが関係していることを知り、皆がきまりを守ることによって自分たちが守られることにもつながるということを学習する授業です。初めて法教育の授業を受ける児童たちが、ワクワクドキドキしながら作業を行い、きまりについて考える時間とな

### 授業の感想 (原文のママ)

授業を受けた児童と担任の先生の感想は次のとおりです。この授業が、法やきまりについて考える契機となってくれることを願っています。

#### 6年生の児童の感想

●今回、行政書士の方々に来ていただきたくさんのお話を学びました。最初に自分の好きなようにラベルを作った事がとても楽しかったです。友達と話し合いながらラベルを作りました。それで本物のラベ

ルを見て、必ず必要な物がたくさんあると気がつきました。例えば、製造会社、注意する事、ゴミのマーク(リサイクル)など色々な物がありました。私が作ったラベルには、一つもありませんでした。それで、法律の第十八条を見ると「食

品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は罰則」と聞き、ラベルは本当に大切なんだなあと思いました。あらためて、ラベルは飲み物には欠かせない物だと思いました。

●普段、何気なく目に見えるペットボトルに



授業中、ラベルを見る作業

「身近なものからきまりについて考える」授業に参加した行政書士



るように工夫しています。

平成26年の夏。町田市立鶴間小学校の小林光市校長先生にご挨拶に伺った時のことです。はじめに、「ペットボトルのラベルの秘密」のタイトルをお伝えしたところ、校長先生がペットボトルを持ち、熱い眼差しで次のようにおっしゃいました。「ペットボトルのような身近なものにも法律などのきまりがあって、それを守ることで守られるということを知ってもらいたいのですよ」

そして、その年の授業を終えたとき、小林校長先生から、「子どもたちを育てるのは学校の教員だけ

ではないことを改めて実感し、専門に仕事をしているからこそ説得力があり、子どもたちの心を動かし、理解を深めることができる。今後にも期待したい」というメッセージをいただきました。普段法律に関係している行政書士だからこそ伝えられるものがあると考えます。

平成27年度は、3校で「ペットボトルのラベルの秘密」の授業を行います。法教育の目的、行政書士が行う意義、学校との連携、支部活動としての継続性を検討しながら、より良い活動となるよう努めたいと考えています。



児童のグループワーク中



オリジナルのプリント

あんなにたくさんの法律がからんでいてと思ってなくておどろきました。また、法律は難しく自分には関係ないと思っていたけれど、身近に感じられました。ペットボトルのラベルを自分で考えるのがとても楽しかったです。とても勉強になる授業でした。おもしろかったので、また違う話を聞きたいです!!

●私は、この勉強をして、行政書士はどんな仕事なのか、日本には、行政書士で働いている人がどれくらいいるのかわかりました。特に一番驚いたのが、日本で働く行政書士の人数を聞いたときです。行政書士は、必要性のある重要な仕事なんだなと思いました。

●ペットボトルの「ペット」が「ポリエチレンテレフタレート」という言葉ということをはじめで知りました。また、国の決まりの中に、容器包装リサイクル法（容器包装に係る

分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）があったことや、町田市のごみに関する条例（町田市はいき物の処理及び再利用の促進に関する条例）があることもはじめて知ったのでよかったです。

●私は、今日の授業を受けて、ペットボトルのラベルをよく見るようにしようと思いました。なぜなら、今日の授業で、ペットボトルのラベルにはたくさんの法律が関係していて、色々な工夫がされているという事が分かったからです。また、行政書士の方が言っていた「ルールを守ることによって守られている」という考えについて賛成です。なぜなら、私たちがゴミをしっかりと捨てなければ私たちがそのゴミをリサイクルしたものをを使う事ができなくなってしまいますからです。そうすると、私たちはリサイクルされたものを多く使っているの、ルールを守っ

ている人たちのおかげだと思うからです。

#### 担任の先生の感想

●法律の第一条に目的があり、罰則が目的ではないことは言われればあたりまえのことなのだが、驚かされた。

「法律」というと、かたいイメージだが、遊びのルールと同じだと感じた。

良いルールがあれば、みんなが楽しく過ごせるのと同じように、良い法律があれば、みんなが気持ち良く生活していけるのだろう。だからこそ、法律にも時代遅れになるものや実態に合わないものが出てくる。それを見直すこともとても大変なことだろう。

今日の話聞いて、法律に対する見方が変わった。いろいろ話してくださり、ありがとうございます!

## 北支部

### 北区9校で行った 出前授業

北支部法教育推進委員長 木村光義

平成21年から北支部では地元の小学校での法教育に取り組んでいます。当初は1校で始まった活動も現在、区内9校（中学校含む）実施までに広がっています。

北支部では「地域に根差した土業」となるべく、地域貢献活動を通し、行政書士としての専門知識を地域に還元し、区民のお役に立つ存在になることを目指し、無料相談会の実施、高齢者支援活動、

そして地域の核となる地元の小学校での法律を使った出前授業を通し、将来のトラブルを未然に防ぐための授業を提供しております。

この活動の趣旨は当時の北支部長の一貫した考えでした。区役所、区議に説明を繰り返し行った結果、区議のひとりからお子さんを通う小学校での実施を提案していただき、小学校校長への具体的な交渉に辿り着いたのが北支部の法教育実施の第一歩となりました。

学校側からの要望と北支部で提供する内容との交渉は1度では済むことなく、複数回に及びながらも「子どもの生活圏内にある授

業、自ら法の趣旨を考え、将来トラブルが起こったときにどう考えるか？」のきっかけとなる授業とすることになりました。

他士業者が行う法教育とは一線を画し、児童の生活圏内に存在する題材を元に、「法には必ず趣旨がありその趣旨を理解することで将来起こりうるトラブルにも対応できる」きっかけの授業を平成21年度から継続・提供しています。



法教育を実施する  
前田浩利会員

## 立川支部

### 仕事と法律・ 資格や許可制度に見る

立川支部法教育推進委員長 山口幹夫

平成27年10月20日（火）、武蔵村山市立第九小学校において、「職業選択の自由 資格と許可制度」という内容で法教育の出前授業を実施しました。当支部では過去、15分から20分程度で複数のテーマを説明する形で法教育を実施してき

ましたが今回、はじめてグループワークの授業を行いました。

対象は、小学6年生の2クラスで、クラスごとに対話形式の授業とグループワークを行いました。グループワークでは各班に支部会員の行政書士がついて、児童たちの議論をサポートしました。

まず、資格や許可を話す前提としての憲法について、「当たり前のことが、当たり前のできることを保障することに意味がある」とい

うことを、職業の自由選択の自由をテーマとして説明しました。

その後、無資格の医者や、営業許可をとらないで何のルールもなくレストランを開業した場合の危険性の説明を行い、職業選択の自由の例外として資格や、許可制度の説明をしました。ここまでがグループワークの下準備で事前に聞き取りをした児童の将来の夢を参考に保育士を事例としてとりあげて、名称独占と、業務独占についても説明しました。保育士の他には、獣医師と美容師を事例としてあげましたが、「誰でも勝手にやっていい仕事かどうか」を班ごとに議論をした後、営業許可の事例を考えてもらい、「ゲーム制作会社」と「中古車販売業者」について非常に活発にグループワークが行われました。

児童からは「わかりやすく面白かった」「仕事についての法律がなんとなくわかった」などの感想をいただくことができました。



## 渋谷支部・中野支部

### インターネットトラブルと法律の役割

渋谷支部法教育推進委員長 大槻美菜

平成27年11月20日(金)、学校法人関東国際学園 関東国際高等学校において、中野支部と渋谷支部合同での法教育の授業を行いました。同校では昨年に引き続き2回目の開催となり、昨年の講義が学校の先生方や生徒の皆さまにも好評であったことを受けての、ありがたい継続開催となりました。

今回の授業内容は、学校側としても大変気にされている問題ということで、「インターネットにおけるトラブル」を取り上げ、講師2名で約20分ずつ、2つの切り口からインターネットを巡る法律の問題

について講義をさせていただきました。

受講生は、各学年のクラス長および副クラス長と、希望者は自由参加ということで、当日は約70名が会場に集いました。

「ネットと著作権」(講師:渋谷支部大槻美菜)では、ネット上で起きうる著作権を巡るトラブルについての問題を3つほど最初に提示した上で、著作権法の目的や侵害についての話、著作権における民事と刑事の責任や法改正の紹介などを経て、最後に冒頭の3つの問題の解説を行う方法で講義をいたしました。「ネット掲示板への書き込み」(講師:中野支部黒沢怜央)では、講師自身が体験した(ている?)ネット掲示板への書き込みの話題を取り上げることで、受講生も一気に盛



り上がり、集中力が高まりました。その上で、プロバイダ責任制限法を取り上げながら、書き込みをした人、された人、プロバイダという三者構造の中での法律の考え方などをお話しました。モラルや感情論だけではない、法律が目指すものという視点での講義となりました。

## 荒川支部

### 身近な契約書から学ぶ法律の役割

荒川支部法教育小部会長 嶋原則行

荒川支部での法教育活動は、平成24年度からスタートしました。荒川区立の小学校1校から法教育授業をはじめ、平成27年度は、同区立小学校2校、都立高校1校で法教育授業を実施しました。

今回は、荒川工業高等学校での当支部の法教育活動についてご紹介します。

荒川工業高等学校からは、東京都教育委員会が作成したリーフレットから東京都行政書士会に問い合わせがありました。

現在推進している東京都行政書士会の法教育活動について、同校の渡辺克彦主任教諭が深い関心を示され、卒業を控えた3年生を対象に卒業後の社会生活上のトラブルから自分の身を守るための知識、遵法意識・遵法精神などの法的素養を身につけるための授業の依頼が法教育推進特別委員会にあり、渡辺教諭と同委員会との間で話し合いが始まり、その後、同校が荒川区内にあることから、平成27年4月、当支部も関わることとなりました。

5月、7月の2度にわたり、渡辺教諭、法教育推進特別委員会と当支部の三者で、授業について詳細な打ち合わせを行いました。さらに、10月と11月には同高等学校の教室において模擬授業を開催し、法教育授業は、11月27日午前9時40分

から情報技術科3年生30名を対象に行われることが決まりました。

講師は、当支部法教育事業責任者の私が担当することになり、平成28年春卒業する生徒へ向けて、卒業後に最も身近な問題となるだろう賃貸借契約をテーマに、渡辺教諭と二人で行う形で実施しました。渡辺教諭がメインで、通常の授業が展開され、サブとして私が法律専門職の立場で所々ポイントを整理、説明し、参考資料の賃貸借契約書ひな形や板書、パワーポイントのスライドを用いて進められました。

後日、「今日の契約についての話は、これから大人になってから契約書を使う場面が必要になると思うので、覚えておきたい」「分かりにくい話をとても分かり易く説明してもらえたので、とても良かった」など、生徒の皆さんから感想をいただきました。また、参観された同校の教職員の方からも良い評価をいただくことができました。



## 練馬支部

### 行政書士が担う法教育を 「校長会」へ提案

練馬支部法教育推進委員長 植松和宏  
(取材=東京都行政書士会広報部 尾久陽子)

平成28年2月4日、練馬区立区民・産業プラザCoconeriホールにて、教育長をはじめ練馬区内の幼稚園・小中学校、図書館長の約150名が集まる合同校長会が開催されました。校長会ではさまざまな審議が行われるほか、長の方々にご理解ご協力をいただきたい関係各所がスピーチする時間が設け



られることがあります。

その中で、東京都行政書士会練馬支部法教育推進委員会が「法教育授業・講演会に行政書士を活用することのご提案」をしました。

制限時間5分足らずの中、同委員長で講師役も務める植松和宏会員（練馬支部）が、法教育の意義や思い、これまでの実績を濃縮してお伝えしました。その真摯な姿勢には、聞く者の心をつかむ講師の力量も感じられました。

練馬支部では、昨年度の校長会での法教育プレゼンテーションをきっかけに、平成27年度には区立小学校3校で法教育出張授業を実施しました。低学年向けにはドッジボールを題材にしてルールの意味を話し、高学年向けにはペナルティの有無と法の目的を考えてもらう授業を実践するなど、対象者が関心を持ちやすいテーマを切り口として、「法」を意識させずに社会生活を営む上で大切なまじりを学び、社会参画の視点を養えるよ

う工夫しています。さらに保護者向けには「法教育の意義～法的思考力を身につけることで得られるもの」と題した講演で、多様な切り口から法教育の意義を紹介してきました。

また練馬支部では、学校だけではなく図書館での法教育活動にも意欲的に取り組み、光が丘図書館では相続をテーマとして2年連続で講演をさせていただきました。

このように、幅広いテーマと題材を用いてフレキシブルに法教育の意義を説明することが可能である点に練馬支部独自の強みがあります。

今後も、練馬支部法教育推進委員会では、学校や公共施設で法教育の実施を重ね、道徳的観点のみならず法解釈や目的解釈論を根付かせる授業や講演会を積極的に行い、予防法務の専門家として地域に貢献していきたいと考えています。この思いを、教育の場の要である校長会でお伝えし、さらに理解が広がるよう努力しています。

## プエンテ PuenTe バックナンバーのお知らせ

第1号から第6号までのプエンテは、  
東京都行政書士会ホームページからダウンロードしてお読みいただけます。

(著作権等の関係で一部、文章や写真が削除されているものがあります)

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/profile/puente/index.html>

- |       |                  |               |
|-------|------------------|---------------|
| vol.1 | ペットブームの光と闇       | 平成22年10月10日発行 |
| vol.2 | 「学校問題」を考える       | 平成23年4月10日発行  |
| vol.3 | 老後をどこで生きるか?      | 平成24年4月5日発行   |
| vol.4 | 食の安全とリスク管理       | 平成25年5月5日発行   |
| vol.5 | もうマイノリティとは言わせない  | 平成26年4月15日発行  |
| vol.6 | 少子超高齢社会の“別れ”を考える | 平成27年4月15日発行  |



2020年に向けて国や自治体、教育機関、学校などが連携して、オリンピック・パラリンピック教育が進められている。

目的の一つは、オリンピック・パラリンピックそのものについての歴史や精神を学ぶこと。

いま一つは、アスリートの日々の努力や克己、フェアプレーの精神を学ぶことで得られる健全な心と体。

ルールがなければすべての競技は成り立たない。

本会ではきまりは何のためにあるのか、子どもたちに「きまりの意味」について考え、

学んでもらう法教育活動を展開している。

『プエント』では、アトランタ・シドニー・アテネのパラリンピックにおいて、

水泳自由形で3連覇を果たした全盲の金メダリスト、河合純一さんにインタビューした。

河合さんは現在、日本パラリンピアンズ協会会長で、

文部科学省のオリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議の委員でもある。

また早稲田大学を卒業後、母校の中学の社会科教師として教育現場に立ち、

指導主事として教育行政にも携わった経験をもつ。

アスリートとして、そして教育者として、心に残る奥の深いお話を聞くことができた。

インタビュー©2016年2月4日18時 日本財団ビルにて 取材=森山潤、森紋子、武田敬子 記事=森紋子

●インタビュー

オリンピック・パラリンピック教育から  
人類普遍のルールへ

# 自分自身を 認めることから 始まる

全盲の金メダリスト

河合純一さん

金メダルをとり、  
歓喜のガッツポーズ！

## 起きたことは変えられない

- 河合さんは5歳から水泳を始められ、パラリンピックで金メダルを取るという夢を21歳で叶えられましたね。

ずっと続けてこられたのはやっぱり泳ぐことが好きだったからです。指導者や周囲の人間にも恵まれてきました。

- 水泳人生の途中で中学3年生の時に完全に失明された。

失意のどん底にいましたが、周りで同級生が励ましてくれて勇気をくれました。

僕はひとりじゃなかった。仲間がいつもいました。誰の人生にも予期せぬことは起こりえます。起きてしまったものは変えられません。大切なのはその時自分がそれをどう捉えるかなんです。例えばあなたが、大切な試合の半年前に故障が起きて急に泳げなくなったとします。「足が動かなくて練習できないから体力が落ちてしまう」と嘆いていても始まらない。「下半身が動かないなら上半身の筋トレをするいいチャンスだ」「いつもは観察できない、自分より速い他選手の練習を見るいい機会だ」と考えることで同じ怪我でも自分の捉え方次第で怪我の功名ということに変換できます。

## 体育の授業

- 身体を動かすことは非常に重要だと思います。スポーツをすると気持ちもすっきりするし心が前向きになれるので、学校現場でも大切な時間だと思います。

日本の体育教育についてどう思われますか。

今までおかしなことがいっぱい行われてきましたね。例えば部活等で「水飲んじゃいけない」とか「1日休んだらもともどるのに3日かかる」とか。あんなのウソですよ。それから能力と短期的な結果だけで5段階評価の成績表が作られるようなことがありました。50メートル走を最初から7秒で走れる子どもに高い点数、9秒台から1週間必死に努力して8秒台になった子どもに低い点数を与えるようなしくみは良くない。スポーツを通して心まで成長したことを高評価できるような過程が必要だと考えています。

- スポーツ界も美しい話ばかりじゃないですよ。オリンピック等でも自国が勝つために力のある国が国際ルールを変えるという話も時々聞きます。

おっしゃるとおり賭博やドーピングやさまざまな問題が起きていますね。しかしネガティブな要素を必死で振り払いつつ、何とか国際交流等スポーツの持つポジティブな面を広げられるよう皆努力していると思います。国際ルールの変更等はパワーゲーム、つまり政治の話になってきます。日本選手の権利を保護するために今後は国際的なスポーツ機関に日本からも多くの代表を送り込んでいかなければならない。グローバルな人材を作るのもやはり教育現場の責任ですね。

- 今の子どもたちをご覧になってどう思われますか。陰湿ないじめが水面下で広がっていることなど問題が多くあります。

たしかに少々利他的で利己的な面が顕著だと思います。これは子どもに限ったことではなくて社会全体の問題かもしれない。「今が楽しければいい」「自分さえいい思いをすればいい」という世相です。子どもたちが他者との関係性をきちんと構築できる人格に育つには、自己肯定感がまず必要です。自分を理解してようやく他者を尊重できる。

また、スポーツは人と競うだけのものではありません。



映画「夢追いかけて」で母親役で共演した田中好子さんと、東京の母としてとてもお世話になりました。



ません。スポーツを通して成功体験を重ね自分を好きになっていく。勉強でも何事でも、全力でやらないと得るものはないと僕は考えています。感動を学び取ってほしい。何となくやったものは結局身につかないのです。常に一生懸命全力でやっていたながらそれが当たり前という状態まで持っていけたら理想ですね。ここで僕は、辛いトレーニングを笑顔で続けることが重要だと考えています。身体は辛いけどあえて笑顔キープして続けるのです。

●確かに、自ら笑顔を浮かべようとすれば自然に「このトレーニングは自分でやりたくってやっているのだ」という気持ちになれそうですね。

やらされているのではない。自分は自分の意思で自分が強くなるために今これを行っているのだ、という主体的な精神が大切です。笑顔でトレーニングを行っている、同じ練習量でも最終的に強さが全然違ってきます。このことは、1日も早く気付いた者の勝ちです。他人を変えることはできないけれども、自分は今日から変えられる。笑顔でトレーニング、試してみてください。

## 教育現場で奮闘する

●オリンピックに比べてパラリンピックはいまひとつ、盛り上がり欠けていませんか。

2020年のパラリンピック各会場を観客で満員にしたいと思います。ロンドンパラリンピックはベッカム氏を起用したプロモーションで大成功したのですよ。実は仕掛けがあって、セインズベリーというスーパーマーケットが主婦層にPRし、

子どもは学校現場で情操教育として学び「パパ、パラリンピックに連れてって」と言い出し「家族全員でパラリンピックを観戦する」というブームが起きたのです。パラリンピックは障害者のことを知り学ぶととてもいい機会ですが、このような子どもサイドに引張られて大人も学びの機会を得るという流れは、Reverse Education といって今注目されています。

●河合さんは教壇に立たれてきて教育現場をよくご存じです。てごわい保護者はいませんでしたか。

保護者への対処で悩んでいる教員は多いですね。どの親もそれぞれ異なった強い思いがあるのでしょうか。でもクレームの多かった親がコロッと態度を変える時は決まっています。それは自分の子どもが「良く」変わった時なのです。教員は本質を見誤ってはいけません。教師は生徒のために存在するのであって「先生うちの子を何とか変えて下さい」と親が言うのに振り回されてはいけません。子どもへの熱い思いは教師も親も一緒ですが、1対1になれる家庭と1対40の教室では自ずとやるべき事が違います。

●教室でいじめの問題はやむことはありません。ほんの些細な違いを見つけては仲間はずれの標的にするようです。いっそ、かけ離れた個性を持つ障害者がクラスにいて共存しながら学んだほうが子どもたちの意識の幅は広くなり、クラス経営でもよい効果があるのではないかと思うのですが。

健常者と障害者を分けて「住む」「教育する」



楽しい水泳仲間たちと（前から3列目、右から7人目が河合さん）

ことは国がリードして行われてきました。そのほうが合理的・システマティックです。障害者がいたら担任は面倒くさいですからね。でももしあなた自身が、あるいはあなたのお子さんがある日突然何かの事故で障害者になって、もう明日からはこれまでの教室でこれまでの仲間と一緒に授業を受けられませんと言われたらどう感じますか？ 健常者と障害者は接する機会が必要なのです。異質なものを取り込んで一緒に教育をするべきなのに、最初からそれは無理だと身構え、よく分からないからと排除してきました。教師はなるべくラクが出来て、最小のエネルギーで最大の効率を上げる。目の前の経済合理性を追求した結果、最悪の事態を招いたという原発事故もありましたね。今まで、国が悪かったのですよ。今後我々は2つのソウゾウのチャンスがあります。想像と創造です。障害者との生活を通じて他者へのImaginationを脹らませて、新しいしくみのCreationができていくのです。

そもそも目が両方見えている人間でも本当にあなたは全ての事が見えているのでしょうか。見えているつもりで気付いていないことのほうが多いのですよ。それから歴史上さまざまな学問やテクノロジーの発達は不自由なことから生まれてきました。足りてないと知るところから成長するチャ

ンス・ヒントが与えられるのです。

## 健常者と障害者が混ざり合う

●河合さんのお話を伺っていると健常者とか障害者とか線を引くのもナンセンスに思えてきます。

パラリンピックでも障害の重さで段階的に線を引いていますよね。そもそもおかしなところも多いです。走り幅跳びのロンドンオリンピックの優勝記録は8メートル35センチなのですがパラリンピックの世界記録は8メートル40センチなのですよ。

●えっ、逆転しちゃってる。

オリンピックサイドではこの義足の記録を認めないという態度を取っています。また別の例ではイランの旗手を務めたアーチェリーの選手はリオデジャネイロオリンピックに車椅子で入場する予定です。上半身だけで出来るスポーツですから健常者と同等の判定で戦うということです。このようにオリンピックとパラリンピックは限りなく近くなってきています。

●企業等でも障害者の一定採用枠などありますよね。

雇用における障害者の割合は50名以上の会社なら2%以上であるべきだとかのルールがあります。

でもこれもただの数値。いま日本には障害者が770万人以上います。単純に計算したら本来6%の枠が必要なのです。国のこういったルールが決まり、運用されている現場を見るにつけ、本当にされるべき議論がきちんとなされていない、表面上の数字だけを追いかけているのではないだろうかという思いはあります。

●もっと障害者が身近に多くいたら国民の理解も進むのでしょうかね。



日本財団パラリンピックサポートセンターにて  
左から森広報部員、河合純一さん、森山副会長

ところで河合さんは失明されてから何か大変な目に遭われたことはありませんか。

20年ほど前、道を歩いていたら突然後ろから跳び蹴りを喰らったことがあります。僕の目つきが睨んでいるように見えたらしくて。一緒にいた友人が僕を制止してくれて「河合くん関わるな、相手は悪いクスリでもやっているようで様子がヘンだから」と教えてくれたので事なきを得たのですが。最近白い杖で歩いていて、スマホ見ながら歩く人とぶつかるといのは日常茶飯事です。ぶつかった後どうなるかはいろいろ。舌打ちして去っていく人もいれば、そのあと数十メートルぐらい並んで一緒に歩くのを助けてくれる人もいます。

## 人は3ヶ月で生まれ変わる

●東京都行政書士会は法教育を進めています。河合さんは、学校の現場に私たちのような街の法律家が入っていくことについてどう思われますか。

きちんとしたプログラムとメソッドを構築されるのはよいと思います。良質なコンテンツがあることを見せられれば、現場に安心感が与えられます。そして結局「人」なのです。心を開かせるのも人、イメージを決めるのも人、人の熱は人から人に伝わる。クチコミが一番強いです。東京都行政書士会さんの法教育でも、安定的に高いパフォーマンスを出せる人材がいれば放っておいても活動は広がっていくと思いますよ。ある学校での活動で良い評判が得られれば校長や職員などを介して他校にクチコミで広がっていきます。そしてその都度ブラッシュアップを重ねどんどん惹き込む。周囲を巻き込んでいくことが重要だと思います。

●ありがとうございます。ルールがあることと個人の自由について、さまざまな角度から子どもたちと一緒に考えることは難しい面もあるのですが非常にやり甲

斐があります。

子どもにとって限りない自由があるということは実は非常に「怖い」ことなのです。自由って何でしょう？「いま自由にここで自分を表現してください」って言われたらどうしたらいいか分からなくなるでしょう。でも「この2本の鉛筆を使って表現してください」と制限を加えられたらハードルが下がります。無制限の自由は、実は非常に恐ろしいものなのです。人は「自己理解」「自己決断」「自己責任」をすることで初めて本当の自由を得ます。子どもが育つ過程で大人は子どもたちに自分で意思決定することを促していくべきです。

●最後に、子どもたちにメッセージをお願いします。

進路の相談などに乗っていると「先生、わたしは受かるでしょうか？」と聞いてくる生徒がいます。僕は「そんなことを悩んでいる暇に行動なさい」と答えます。どうなるか分からないことを5分10分悩んでいたら積み重ねれば何十時間も無駄にすることになる。悩んでないで、結果にコミットできることを探しどんどん行動すれば、少なかった可能性が広がるかも知れないじゃないですか。心の中にある夢は具体化して口にしてみる。その時必ず時間軸の設定が必要です。例えばダイエットなら「何kg痩せたい」で終わるのではなく「何月何日までに」という期限がなければならぬ。ところで人の身体は3ヶ月で水分がすっかり入れ替わるのをご存知ですか。人は、必ず変わるのです。

そして人はラクが出来るほうに流れる。だけどそこであえて「面倒くさいほう」「キツイほう」を選ぶ癖をつけていくといい。100回のうち5回、10回、キツイほうを選ぶことを習慣化して行った人間が、最終的に本当の強さを身につけて行きます。野球のイチロー選手などはそういう人なのだと思いますよ。金メダリストたちも同様です。

## 河合純一さん

1975年静岡県浜名郡舞阪町生まれ。競泳選手。  
先天性ブドウ膜炎損症で左目の視力がなく15歳で右目の視力も失う。  
筑波大学附属盲学校、早稲田大学教育学部卒  
1998年母校舞阪町立舞阪中学校の社会科教師になる。  
2003年早稲田大学大学院教育学科研究科学校教育専攻に進む。  
2008年静岡県総合教育センター指導主事。  
アトランタ・シドニー・アテネパラリンピックで金メダル5枚獲得。  
日本パラリンピアンズ協会会長。  
オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議委員。



# 法教育と図書館との関係から “法教育の一步先”を考える

東京都行政書士会 法教育推進特別委員会委員長  
山賀良彦

## 1 法教育と図書館との関係

東京都行政書士会（以下、東京会）では、小中高生を対象に、法教育（「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」前掲3頁参照）を実践しています。この東京会の法教育では、実践する講師・支部によって様々な取り組みがなされています。そのような様々な取り組みがある中で、私が行っている法教育では、準備から実践まで図書館を積極的に活用しています。

これは、図書館が法教育に関する情報を得ることができる場であり、また同時に、法教育の一步先を考えることができる場として、とても大事な、欠かせない存在であると考えているからです。

でも、法教育と図書館にそんな関係が?と思われる方もいるかもしれません。そこで、ここでは、法教育と図書館との関係について書きたいと思います。

## 2 情報を得るための場としての図書館

①学校・地域の情報を得るための場として  
東京会で行っている法教育の特徴としては、学校との打ち合わせを通じて、学校の特色、児童・生徒の活動、学校の存在する地域の特色等を考えて授業内容を作成することがあげられます。そのため、学校との打ち合わせを重視しています。この打ち合わせを充実したものにするには、学校の特色、学校のある地域・環境などを事前に調べる等の準備が必要になります。

こういった情報は、最近では多くの学校でホームページに公開されています。しかし、学校の沿革等についてはホームページの情報だけでは詳しくは調べられないことも多いです。そこで、学校の情報が存在する自治体の図書館を活用します。

そのような地域の図書館では、その自治体に存在している学校だけでなく、合併されてしまった学校やかつて存在した学校の記念誌が以前のものから保存されていることがあります。このような資料を見ることで、インターネットでは公開されていない学校の情報を詳しく調べることができます。

また、図書館には自治体の歴史がわかる「区市町村史」があります。それを見ることで、学校のある地域の歴史、特色等が分かります。

このように、法教育を実践しようとする学校や学校の存在する地域の情報を調査するために、図書館は大変役に立つ場所です。この調査のおかげで、打ち合わせの充実、学校・地域に合った指導案の作成・授業の実践が可能になります。このような内容の授業は児童・生徒にとっても法が身近なものと感じられ、法への関心を高めることにつながるものと思います。

### ②法情報を得るための場として

授業では、児童・生徒にあった言葉で「法」を伝えることが必要です。それには児童・生徒の発達段階に合った内容であること、多様な意見を踏まえた内容であることが求められます。そのような意味でも、幅広い年齢層に対応した、多様な書物がある場所として図書館はとても大事な場所です。

また、法教育では、小中高生に対して「法」について話すことから、最新の法情報が求められます。このことに関し、近時、利用者の課題解決につながる情報として、法律関係の書籍（Q&Aをまとめた入門書や専門書のような書籍）だけでなく、インターネットのデータベースによる法情報提供サービスを積極的に行っている図書館があります。このようなサービスは法情報を探すときに大変役に立ちます。

このように、学校・地域の情報、児童・生徒の発達段階に合った書籍がある場として、また、法



都立中央図書館の法律情報コーナーの看板

情報を調べる場として、図書館は法教育の実践において大変重要な存在です。

そこで次に、これらのことについて、東京都立図書館を例にして紹介したいと思います。

### 3 東京都立中央図書館について

東京都立図書館は、中央図書館、多摩図書館の2館があり、今回紹介するのは中央図書館（以下、都立中央図書館）です。

都立中央図書館は、来館者への閲覧サービスや調査研究への支援、都内公立図書館に対するレファレンスの支援や資料の貸出などを主な業務として、サービスを提供しています(東京都立図書館HPから)。

#### ①自治体の資料について

都立中央図書館では都内全ての自治体の「区市町村史」をみることができ「都市・東京情報コーナー」があります。地元自治体の資料を調べているときに、他の自治体に関連した資料を調べたくなった場合でもすぐ調べることができます。

そして、都立の図書館であることから、東京に関連のある資料は積極的に集められています。実際にコーナーを訪れると、東京に関連した資料は大変充実していることがわかります。また、資料はコーナーに置いてあるものだけではありません。書庫には、地元自治体では保存することが難しい資料なども含め大変貴重な資料が多数保存してあります。東京に関連した資料を探したいと思った方、地元自治体の資料を探していて気になった方は是非訪れてみて下さい。色々な発見があると思います。

#### ②法情報提供について

都立中央図書館では、法情報に関する資料・情報の提供を積極的に行っている「法律情報コーナー」があります。

最新の法情報に対応できるように、インターネットを利用して法令・判例等の法情報が検索できるデータベース、また、地域の図書館では置いていないような専門的な書籍、雑誌もそろっています。

特に、雑誌はバックナンバーもそろっていることから、大変ありがたいです。

なお、法情報については「専門的で探すのが難しい」と感じる方もいらっしゃると思います。そのような法情報になじみのない方にも、気になる悩みごとがあったら、まず見るような書籍が並んだ棚も設置されているなど利用者にとって使いやすい工夫もされています。また、資料のことでわからないことがあったら相談できるコーナーもあります。

このように、東京に関連した資料、また、法情報に関する資料を大切に収集・保存し、情報提供を行っている図書館として、法教育の指導案の作成、実践において、都立中央図書館は大変ありがたい存在です。

#### ③地域の図書館との関係について

今まで、都立中央図書館について紹介してきました。ただ、実際に法教育の指導案を作成する場合において、都立中央図書館から調査を始めるわけではありません。

まずは学校の近くにある地域の図書館で情報を集めます。そして、さらに専門的な資料、以前の雑誌、新聞等の資料、あるいは、東京都の資料を調べたいと思ったときに都立中央図書館で、というように調査を行っています。

先ほど述べたように、地域の図書館では、児童・生徒向けの社会の仕組みなどを説明する書籍、「学校の記念誌」や「区市町村史」のような地元地域に密着した資料、地元自治体の行政資料が多く保存されています。特に、地域資料については地元にはかない大変貴重な資料が地元の図書館で保存されていることがあります。地域を題材にした授業には地元地域の図書館は大変有益な情報源です。

このように、都立中央図書館、地域の図書館のどちらもが、法教育活動にとって、大事な、欠かせない存在になっています。

### 4 法教育の一步先へ “あらゆる人に法情報提供を”

ここまでは、法教育と図書館と

の関係について、法教育に関する情報を調べる場としての図書館の重要性を述べてきました。そしてさらに、法教育の一步先を考えても、図書館は、そのための大事な、欠かせない存在でもあります。

先ほど述べたように、図書館は学校・地域の情報、法情報等、様々な情報が得られる場です。そして、法教育の授業で聞いて疑問に思ったことをさらに調べる場としての意味も図書館は持っていると思います。しかも、図書館は誰でも無料で利用することが出来ます。

そこで、私の授業では、調べた情報について、「地元の図書館で調べました」と伝えるようにしています。そうすることで、法が身近で、自分で調べて考えることができる存在であることが実感できると思います。そのことは、法教育の定義にあるように「法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につける」ということにつながるものと思います。

また、法教育の対象は確かに小中高生が対象です。けれども法教育が上記のように言われるのであれば、法教育は子ども、大人を問わず、あらゆる人にとって大切なことでしょう。

子どもから大人まで身のまわりのちょっとした疑問から気になる法的な問題を調べ、学ぶことのできる場、すなわち、「法」に関する生涯学習の場としても図書館は大変重要な存在だと思っています。このように法教育の一步先までを考えると、法教育と図書館は非常に密接な関係があります。

今後も、学校・地域の実情を踏まえた内容の法教育を地域の情報機関である図書館との連携を深めて、実践していきたいと考えています。

そして、「あらゆる人に法情報提供を」を実現するための活動として、児童・生徒の発達段階、また、子どもから大人までの「法」とのかかわりを意識して、小中高校で学んだことが将来にもつながるような、一步先までを考えた法教育を実践していきたいと考えています。

## 地域発のとりくみで 次世代の社会づくりを 板橋区の起業家教育

取材=小網淳一、高橋敦子、益子光宣 記事=益子光宣

### ●板橋区の取り組み 産業人の早期育成を図る 起業家養成プログラム

板橋区では起業家教育に力を入れているのをご存知だろうか。板橋区立企業活性化センター（以下「活性化センター」）では夏休み等の期間に「20年後、30年後の起業家を育成する」をスローガンに掲げて小学生向けの起業体験プログラムを実施してきたが、昨年からは経済産業省の促進事業を活用し、このプログラムを区立小学校に展開することになった。起業体験プログラムが小学校の授業に導入されるのは全国初とのことだ。

「問屋」では様々な素材を購入できる



### 子どもたちが 会社を作り、経営する

この起業体験プログラムは、会社作りの流れを体験し、チームワークやお金の大切さ、そして自分の考えを評価されることで自信を身に付け、他人の良いところを評価し尊重する気持ちを学ぶことができるものであり、株式会社セルフウイング代表取締役の平井由紀子氏によって提供される。

広報部が取材に訪れた板橋区立加賀小学校では6年生2クラスの総合的な学習の時間においてこの授業が実施された。グループに分けられた子どもたちはまず会社名と役職を決める。今回は自分の得意をみつけることがサブテーマとして掲げられており、社長、仕入れマネージャー、会計マネージャー、製造マネージャー、宣伝マネージャー、販売マネージャーといった役職を選択する。子どもたちに自覚をもたせるために相手の名前ではなく役職名で呼び合うようにさせるなど平井氏の15年間の活動で得られた工夫がそこかしこに見られるのも興味深い。

会社名と役職の次はどんな商品を作って販売するかを決める。このプログラムには商品づくりに使える様々な材料を用意した「問屋

が存在するが、会社にはまだ資金がないので、子どもたちは「事業計画書」を作成し「銀行」から融資を受けなければならない。

もちろんすべての子どもが起業に関心があるわけではない。しかし銀行からの資金調達に成功し、問屋から材料を仕入れる頃になると次第に教室が活気を帯びてくるのを肌で感じる。製造マネージャーを中心に商品づくりが行われる傍ら、宣伝マネージャーは工夫を凝らして商品ポスター作りだ。

各社の商品紹介コマースタイムが終わるといよいよ販売の時間に入る。顧客はクラスの他の子どもや見学に来ている保護者だ。とにかく自社の商品を買ってもらいたい一心で販売にも熱が入る。商品が売れる度に歓声があがり、完売の暁には万歳三唱をする会社もあるほどだ。最初はまるで授業に興味のなさそうだった子どもが目を輝かせて歓喜しているのを見ると、誰でも自分で考え、物を作り、それを他人に買ってもらう喜びをもちあわせているのだと感じる。

### 起業家教育に必要な 失敗を恐れない心

喧騒に包まれた販売タイムが終わると次は決算に入る。売上げと



会社をつくらう！ 2日目は事業計画から製造まで

製造にかかったコストから一人あたりの利益を算出するのだが、販売途中の値下げが原因で、計画通りの利益が出せない会社や、製造トラブルなどにより魅力的な商品が作れなかった会社も出てくる。中には売上金を紛失してしまう会社もあるなど、大なり小なり子どもたちは短時間で失敗も多く経験することになるが、「こういった経験を積むことで不確実性に対応できる、失敗を恐れない心づくりが小学生の起業家教育では必要」と平井氏は語る。最後にはふりかえりの時間が設けられており、子どもたちは会社のよかった点や改善すべき点、次回工夫したいことをワークブックにまとめ発表する。

### 「総合的な学習の時間」の趣旨から

文部科学省によると、この授業が行われている「総合的な学習の時間」とは、「変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる『知識基盤社会』の時代においてますます重要な役割を果たすもの」であり、また特徴として、体験学習や

問題解決学習の重視、学校・家庭・地域の連携を掲げている。子を持つ親としても板橋区のような次世代を見据えた新しい取り組みが広がっていくのは歓迎したい。

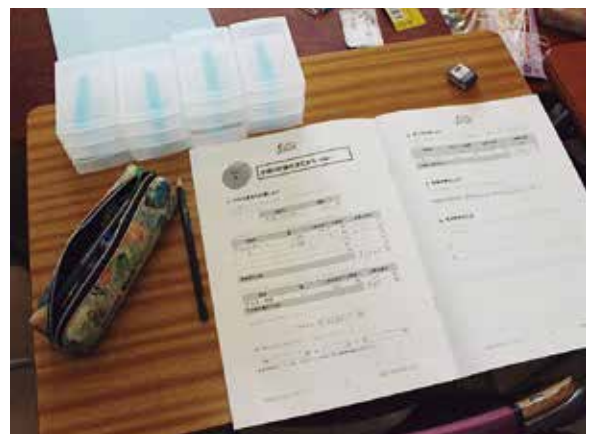
### 発展する起業体験プログラム

社会貢献活動及び広報活動の一環として、日本公認会計士協会の地域会が中心となって、小・中学生を対象に行っている「ハロー！会計」プログラムはこの板橋区の起業体験教育を取り入れ、会計の観点から会社経営を学ぶ「いたばし中学生起業塾」を今年1月からスタートさせた。公認会計士が中学生の指導にあたる。

例えば行政書士会も法教育の観点から会社経営を学ぶようなプログラムを小中学生に提供できないだろうか。実際の企業活動は様々なシーンで法を意識しなければならず、法的マインドの欠如した経営の行く末は言わずもがなである。「なぜその決まりがあるのか」を考えることで問題解決思考や、お互いの価値観を尊重する心を育み、「法」によって自分も相手も守ることができることを知るのに早過ぎるということはない。

### 地域発で次世代の社会づくりを

この板橋区の起業体験プログラ



事業計画書を作成し、お金の計画を立てる

ムでは地域の社会人や大学生が授業をサポートし、子どもたちにとっても実社会との接点をもつことのできる機会となっている。また板橋区の行政書士も活性化センターでこのプログラムが発足した当初からスタッフとして参加している。起業家教育も然り、法教育もまた然り、地域から起業マインドや法的マインドを次の世代につなぐために、これからさらに積極的に連携し、活動できる人材なり組織なりが求められることになるだろう。

取材協力：板橋区立加賀小学校、板橋区産業振興課、板橋区教育委員会、板橋区立企業活性化センター、株式会社セルフウイング

## ●編集後記

広報誌『フエンテ』をお届けする。第7号となる今回はテーマを絞り、特集「法教育と行政書士」と題して編集した。

法教育とは？平成21年に裁判員制度が始まり、一般市民の間にも法の意義と役割に対する関心が高まりをみせたことから、法務省、都道府県、市区町村の教育委員会と各士業団体などが連携して、小学校の段階から法や「きまり」の意味と存在理由を学ぶ「法教育」が導入された。

東京都行政書士会の法教育の取り組みは、裁判員制度の開始と時を同じくして北支部で始まり、平成24年には法教育推進特別委員会が発足、各支部の法教育活動をサポートする形で事業を推進してきた。平成26年度は都内33支部中17の支部で、平成27年度はこれまでに21の支部で、小・中学校及び高等学校での出前授業が行われた。

今年、東京都教育庁が作成し、都内の小・中学校に配布する法教育リーフレットにも、昨年に引き続いて行政書士による授業展開例が掲載された。また、北海道行政書士会など他の単位会からの問い合わせも多く、本会の法教育活動に対しては、一定の社会的評価が寄せられるに至っている。

いまや行政書士も、市民に身近な法律実務家として、社会や地域に貢

献することが求められており、その期待は大きい。異論も散見される中での活動であることを考えると、法教育を担う本会及び支部の方々の情熱と地道な努力に、改めて敬意を表したい。

出前授業の実施に当たっては、地域の特性や文化、学校の校風などを踏まえた上で、授業内容や構成について教育現場との打ち合わせを繰り返し、綿密な授業案に基づいて実施してきた。授業実施の前提として行う調査活動にとって、なくてはならないのが図書館だ。地元自治体の歴史、地域や学校の特色を知るうえで欠くことのできない資料がそろっているほか、近年は地域への情報発信基地としての役割にも大きな注目が集まっている。「法教育の一步先」を考え、あらゆる人に法情報の提供を行うことを目指す本会の法教育にとって、今後、図書館との連携・協力はますます重要なものになりそうだ。

子どもたちの教育の「その先」を考えたとき、興味深いのが板橋区の取り組みだ。区では、区立企業活性化センターによる小学生向けの起業体験プログラムを実施、経産省の促進事業を活用して、昨年これを区立小学校に展開している。文部科学省の「総合的な学習の時間」を利用して行われるこのプログラムを、小学校の授業に導入するのは同区が

全国初。お互いの価値観を尊重する心を育み、異なる意見に耳を傾けながら起業するという体験は、多様性社会における法教育の理念とも重なり合う。

さて、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、全国でオリンピック・パラリンピック教育が展開されている。今回の『フエンテ』では、アトランタ・シドニー・アテネパラリンピックで水泳自由形史上初の3連覇を果たした全盲の金メダリスト、日本パラリンピアンズ協会会長の、河合純一さんにインタビューを試みた。「子供たちが他者との関係性をきちんと構築できる人格に育つには、自己肯定感がまず必要です。自分を理解して初めて他者を尊重できる。・・・スポーツは人と競うだけのものではありません。スポーツを通じて成功体験を重ね自分を好きになっていく。勉強でも何ごとでも、全力でやらないと得るものはないと僕は考えています。感動を学び取ってほしい。何となくやったものは結局身につかないのです」

河合さんはアスリートであると同時に、教師として教壇に立ち、また指導主事として教育行政にも携わった経験をもつ。

広報部・法教育推進特別委員会  
担当副会長 森山 潤



## 東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

TEL. 03-3477-2881 FAX. 03-3463-0669

<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

行政書士とうきょう増刊号 「フエンテ」vol.7

平成28年3月25日発行 定価200円(送料別)

編集 東京都行政書士会広報部

担当副会長 森山潤

編集委員長 荒牧一彦

編集委員 大門則亮 新居崎邦明 小網淳一 高橋敦子 武田敬子

森紋子 益子光宜 古林孝一 田村豪 尾久陽子

発行人 東京都行政書士会会長 常住豊

デザイン・制作 スタジオ・ポット